

要 望 書

裁判所は、公正な裁判と人権の確立を求め、市民の立場から、
 武敏氏の、もと弘史氏の板垣宏氏、福嶋昌男氏の勾留が長期に
 いたるに、現在、四氏の保釈を速やかに行なうこと、市民の立場から、
 裁判所は、公正な裁判と人権の確立を求め、市民の立場から、
 武敏氏の、もと弘史氏の板垣宏氏、福嶋昌男氏の勾留が長期に
 いたるに、現在、四氏の保釈を速やかに行なうこと、市民の立場から、

氏名	住所

年 月 日

東京地方裁判所刑事第三部 御中

東京地方裁判所刑事第一部 御中